

保育所まゐむイオン北浦和園 2 (ナーサリールーム)

重要事項説明書

〈2024年 4月 1日 現在〉

1 事業者

| | |
|-------------|-------------------|
| 事業者の名称 | 株式会社 WITH |
| 代表者氏名 | 新井 実 |
| 法人の所在地 | 埼玉県川口市飯塚 1丁目2番16号 |
| 法人の電話番号 | 048-257-5660 |
| 定款の目的に定めた事業 | 保育園の運営 |

2 事業の目的

| | |
|-----------------|---|
| 事業の目的 (運営方針) | 異年齢の子供たちが家族のように生活し、年上の子は年下の子の面倒を見る、年下の子は年上の子を目標にする。そうして相手の気持ちを思いやり豊かで優しい心を育てます。 |
|-----------------|---|

3 保育園の概要

| | |
|-------|---|
| 名称 | 保育所まゐむイオン北浦和園 2 |
| 所在地 | さいたま市浦和区常盤 10-20-29 |
| 事業開始日 | 2010年 3月 1日 |
| 建物 | 鉄筋コンクリート造 総延べ面積 123,587 m ² 保育室 (2室) 96,318 m ² 調理室 4,744 m ² |
| 管理者 | 新井 実 |
| 住所 | 埼玉県川口市飯塚 1丁目2番16号 |
| 電話番号 | 048-831-9501 |
| 定員数 | 39名 |
| 職員数 | 月曜日～土曜日 7:30～19:00 保育者3名 ※その他必要に応じ増配置する。 調理員 1名 |
| 嘱託医 | 星内科クリニック さいたま市浦和区北浦和 4-1-11 048-831-5750 |

4 開園日・開園時間及び休所日

| | |
|------|--------------------------|
| 開園日 | 月曜日から土曜日まで |
| 開園時間 | [月～土] 7時30分から 19時00分まで |
| 休園日 | 日曜・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日) |

5 対象児童

| | |
|--------|----------------|
| 受け入れ年齢 | 3歳児～5歳児(就学前まで) |
|--------|----------------|

6 保育の計画

| | | |
|----------|---|-------------------------------|
| 保育方針 | <ul style="list-style-type: none"> • 思いやりの心 • 健康な体 • 自主性と意欲を養う | |
| 保育課程 | | |
| 子どもの保育目標 | 3歳児 | 象徴機能や観察力を発揮する。 |
| | 4歳児 | 感情が豊かになり我慢ができるようになる。 |
| | 5歳児 | 集団活動の中で意欲的に活動し、新しい知識や能力を獲得する。 |

| 時 間 | 保 育 内 容 |
|-------|------------------------------------|
| 7:30 | 順次登園 自由遊び |
| 8:00 | |
| 9:00 | トイレ |
| 10:00 | 設定保育 園外保育・英語レッスン・ダンス教室・食育・ドリル学習 |
| 11:00 | 手洗い・お着替え・トイレ 昼食 |
| 12:00 | 歯磨き お昼寝準備 |
| 13:00 | お昼寝 |
| 14:00 | |
| 15:00 | 起床 手洗い・トイレ おやつ準備 おやつ |
| 16:00 | 自由遊び 設定保育 |
| 17:00 | |
| 18:00 | 順次降園 トイレ 自由遊び |
| 19:00 | |

7 料金 消費税につきましては原則非課税となります。

(1) 月極め保育料

| | | |
|---|--------------------------|--------------------|
| 月額保育料（3～5歳児） | <u>月額 57,000 円</u> | |
| *幼児教育・保育の無償化に伴い、対象児にはさいたま市より月額 37,000 円還付されます | | |
| 月極め延長料（3歳児） | <u>30分 4,000 円</u> | <u>1時間 8,000 円</u> |
| 月極め延長料（4.5歳児） | <u>30分 3,000 円</u> | <u>1時間 6,000 円</u> |
| 給食・おやつ | <u>週5回 8,000 円</u> | <u>週6回 9,200 円</u> |
| さいたま市軽減額 | <u>20,000 円</u> | |
| 多子軽減額 | <u>第2子が3歳児以上 8,000 円</u> | |

契約外での延長保育の場合は1分単位で月末に精算をして請求させていただきます。
3歳児は、1時間/800円 4.5歳児は1時間/600円の
計算とします。なお15分単位で切り上げ計算をします。

(2) 上記の他、園行事等で費用が発生した場合は実費を徴収する場合があります。

(3) 退園について

毎月20日までに退園の申し出をいただかない場合も1ヶ月分の保育料を請求します。

8 その他 開園時間以外はお預かりできません。

電車の遅延などやむを得ない状況の場合も含め、理由にかかわらず、開園時間外料金として
[平日（月～金曜）・土曜日]19:00以降30分につき2,500円支払うものとします。

9 支払い方法

月極め保育料、給食費については当月分を前月20日に銀行より引き落とします。
開園時間外料金については翌月5日までに実費にて支払うものとします。

10 契約の解除について

- (1) 保護者が第8条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払いの催告期間（3ヶ月）が経過しても支払わない場合
- (2) 保護者が事業者や保育園従業者又は他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背信行為を行った場合

11 保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

| | |
|--------------------------|---|
| 欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合 | 当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに連絡をしてください。 |
| お迎えが遅れる場合 | お迎えが遅れる場合は、15時までに連絡をしてください。 |
| 毎朝の体温等の確認 | 登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 |
| 感染症について | 麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、医師の治癒証明書を提出してから登園してください。 |
| 発熱のある場合について | 熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えて下さい。 |
| 薬について | 医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行う事ができます。必要がある場合は与薬依頼票を記入し薬と共に提出ください。 |

12 保育内容に関する相談・苦情

保育所まゝむイオン北浦和園2 相談・苦情担当

| | |
|------------|----------------------------|
| 相談・苦情解決責任者 | 園内に掲示 |
| 相談・苦情解決担当者 | 園内に掲示 |
| 第三者委員 | 園内に掲示 |
| 受付方法 | 面接・文書・電話などの方法で相談苦情を受け付けます。 |

13 保険の加入 傷害・賠償保険に加入しています。

傷害保険 東京海上日動火災保険株式会社

賠償保険 東京海上日動火災保険株式会社

| | |
|-------|--------------|
| 1事故 | 500,000,000円 |
| 1名につき | 200,000,000円 |

14 緊急時における対応方法

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「園外保育マニュアル」「感染症マニュアル」「危機管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

関係機関の連絡先

| 連絡先 | 電話番号 | FAX番号 | 備考 |
|-------------|--------------|--------------|----|
| 浦和消防署(119番) | 048-833-1319 | 048-833-1233 | |
| 浦和警察署(110番) | 048-825-0110 | | |
| 株式会社 WITH | 048-257-5660 | 048-257-5667 | |
| 埼玉メディカルセンター | 048-832-4951 | | |
| さいたま市保育支援課 | 048-829-6139 | 048-829-6239 | |
| 浦和区保育支援課 | 048-829-1866 | | |

15 非常災害対策

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

非常時における関係機関の連絡先

| 連絡先 | 電話番号 | FAX番号 | 備考 |
|-------------|--------------|--------------|----|
| 浦和消防署(119番) | 048-833-1319 | 048-833-1233 | |
| 浦和警察署(110番) | 048-825-0110 | | |
| 株式会社 WITH | 048-257-5660 | 048-257-5667 | |
| 埼玉メディカルセンター | 048-832-4951 | | |
| 東京電力 | 048-638-5016 | | |
| さいたま市水道局 | 048-665-3220 | 048-665-5536 | |
| 東京ガス | 048-886-6626 | | |
| 浦和区保育支援課 | 048-829-6139 | 048-829-6239 | |
| さいたま市保育支援課 | 048-829-1865 | | |

(1) 保護者との連絡方法 送迎者登録カード兼緊急時持出カードの順番で連絡します。

各携帯キャリア会社災害用伝言板

(2) 避難訓練等の実施状況 火災、地震等を想定し毎月1回実施しています。

(3) 第一避難所 さいたま市大戸小学校

広域避難場所 北浦和公園

16 個人情報使用目的・保護

1 個人情報は利用乳幼児及びその家族の利益につながることを前提に、園運営上必要な範囲に限定し、適切に使用します。

(1) 当園入園に関する書類

利用乳幼児及びその家族が園生活にスムーズに移行するため及び緊急時に対応するため。(児童票・送迎者登録カード兼緊急時持出カード・家庭状況調査表・アレルギー指示書等)

2 日常の保育・教育に関して必要なもの。

(1) 園生活が円滑に行われるため

園内の必要な箇所に、お子様の氏名を表示すること
(例：靴箱、ロッカー、布団番号表、タオル掛け等)

(2) 誕生日をお祝いするために、園内に掲示する「誕生表」に、お子様の氏名を掲載すること

3 当園の職員(職員であった者も含む)は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の個人情報を漏らしてはならないものとします。

4 以下の場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者への提供を行わないものとする。

(1) 法令等の規定による提供

(2) 自治体等への助成金手続きの利用、自治体等が行う監査などによる提供

(3) 利用乳幼児が他の特定教育・保育施設等に転園する場合の当該施設への提供

(4) 利用乳幼児が就学する場合の当該施設への提供

(5) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供

17 虐待防止における対応方法

(1) 当園の職員は虐待防止に関する研修を受講しています。

(2) 当園は「虐待防止マニュアル」に従って乳幼児の安全を図ります。

当園は児童福祉法第35条の許可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づきさいたま市への設置届出を義務付けられた施設です。また、ナーサリールームとして設置届け出をしている施設です。

当園は過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令を受けていません。

[設置届先] さいたま市幼児政策課

(TEL) 048-829-1859